

平成 25 年度

芦屋市一般廃棄物処理実施計画

芦 屋 市

一般廃棄物処理実施計画目次

I 計画の位置付け

II ごみ処理実施計画の内容

- 1 発生量及び処理量の見込み
- 2 ごみの減量化・再資源化計画
- 3 市・事業者・市民の責務
- 4 収集・運搬計画及び排出方法
- 5 中間処理計画
- 6 最終処分計画
- 7 市民に対する広報・啓発活動
- 8 削減目標

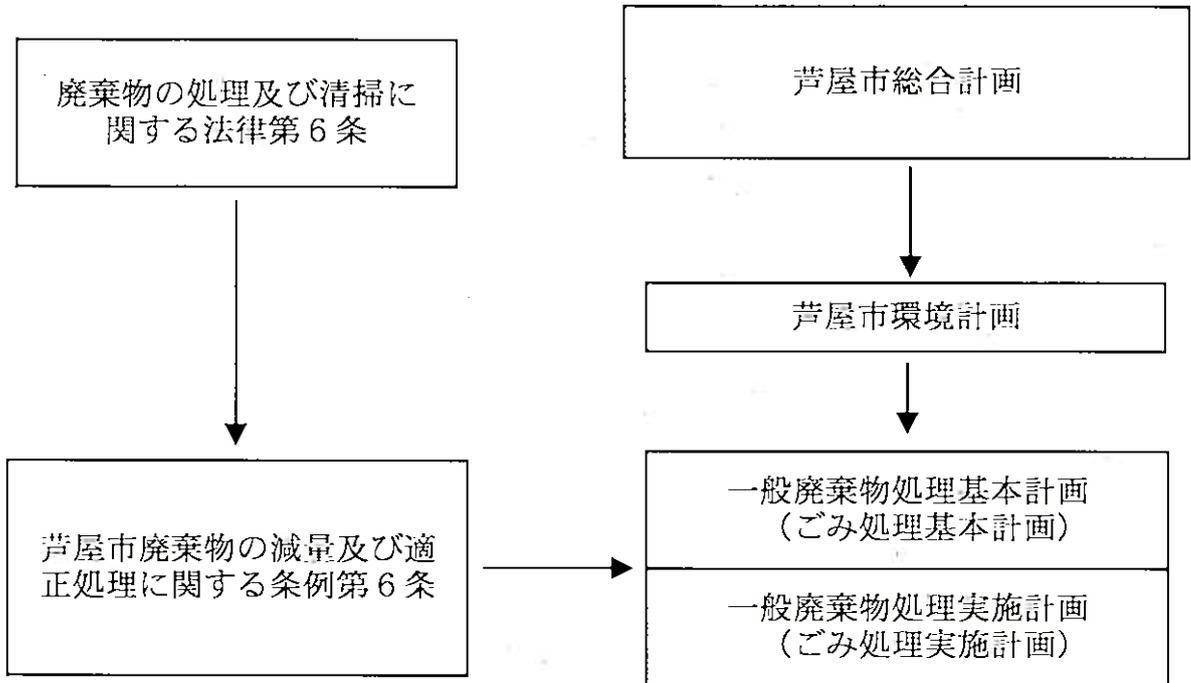
添 付 資 料

- 1 芦屋市環境処理センターへの産業廃棄物搬入要領
- 2 ごみ処理総合原価算出根拠（平成23年度）
- 3 芦屋市廃棄物処理実績及び推計

I 計画の位置付け

一般廃棄物処理実施計画は、市町村が計画的なごみ処理の推進を図るため、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な事項を定めている。

本計画の位置付けは、次のとおりであり、上位計画と整合を図って策定している。



II ごみ処理実施計画の内容

1 発生量及び処理量の見込み

(1) 収集区域 芦屋市全域

(2) 収集面積 18.57 km²

(3) 収集人口

計画収集人口 (ごみ) 96,613人 (平成24年10月1日現在)

ア 市 (直営) 56,451人

イ 委託業務 40,162人 (JR以北地域及び楠町)
(燃やすごみ収集対象人口を記載)

(4) ごみ発生量 (直接搬入を含む。)

(H24年度見込み)

収集 (排出) 区分	収集 (搬出) 量
計画収集 (直営・委託)	21,771 t
直接搬入 (許可・自己)	11,105 t
合計	32,876 t

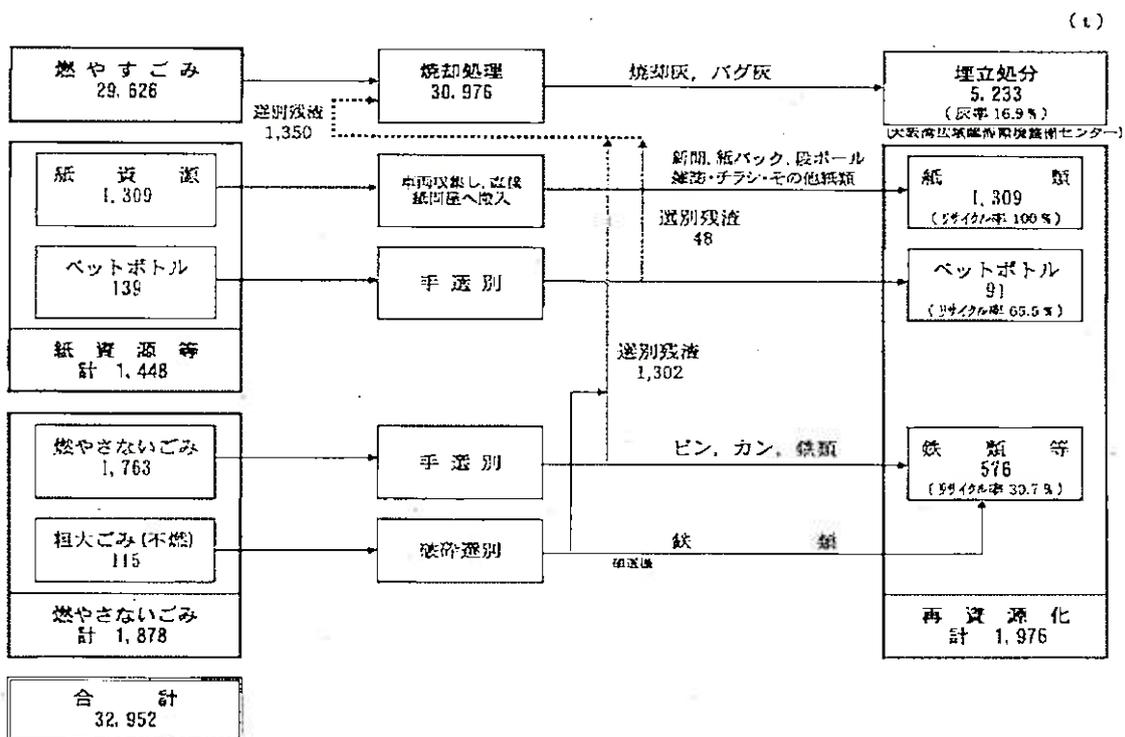
(H25.2月末現在算出)

(5) 一般廃棄物の排出状況

区分	年度		H23実績	H24見込み	H25推計
	ごみの種類				
家庭系	直営	燃やすごみ	7,387 t	7,439 t	7,484 t
		パイプラインごみ	2,742 t	2,723 t	2,740 t
		燃やさないごみ	724 t	798 t	803 t
		粗大ごみ	385 t	357 t	359 t
		植木剪定ごみ及び一時多量ごみ	197 t	168 t	169 t
		紙資源	657 t	606 t	610 t
	計		12,093 t	12,091 t	12,165 t
	委託	燃やすごみ	8,062 t	8,021 t	8,070 t
		燃やさないごみ	890 t	939 t	945 t
		紙資源	791 t	720 t	724 t
		計	9,742 t	9,680 t	9,739 t
	小計		21,836 t	21,771 t	21,904 t
	直接搬入	許可	燃やすごみ	5,954 t	5,942 t
燃やさないごみ			82 t	78 t	78 t
計			6,035 t	6,020 t	6,056 t
自己		燃やすごみ(一廃)	4,755 t	4,773 t	4,802 t
		燃やすごみ(産廃)	258 t	247 t	249 t
		燃やさないごみ	68 t	65 t	65 t
		計	5,082 t	5,085 t	5,116 t
小計		11,117 t	11,105 t	11,172 t	
合計		32,952 t	32,876 t	33,076 t	

(6) ごみ処理フロー (平成23年度)

ごみ発生量に対する焼却処理量, 再資源化量等を下の図に示す。



2 ごみの減量化・再資源化計画

ごみの減量化・再資源化を図るため、平成12年7月からペットボトルの分別収集、平成13年10月から粗大ごみ収集・処理の有料化を実施した。

特に粗大ごみについては、これまでプレス車で収集していたものをリフト車で収集し、自転車、家具類等の再生可能なものは、修理を行い、市民に提供している。また、平成16年4月から、紙資源の分別収集を実施した。

市民・事業者・市が一体となったごみの減量化、再資源化に向けた取組としては、5R生活の推進、「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」の指定、買い物袋持参運動の啓発活動を行ってきた。また、芦屋市商工会と共催し、フリーマーケットの開催と資源ごみ集団回収報奨金交付事業等を行っている。

今年度も、引続き、次の施策を実施して、ごみの減量化・再資源化を図る。

(1) 芦屋市廃棄物減量等推進審議会の開催

平成18年3月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7及び芦屋市廃棄物減量等推進審議会条例の規定に基づいた芦屋市廃棄物減量等推進審議会を設置し、一般廃棄物の減量化及び再資源化の推進、分別収集の実施等の一般廃棄物処理の基本方針に関する事項等を審議する。

(2) 資源ごみ集団回収事業

資源ごみ集団回収を実施する団体に対し、報奨金を交付することにより、ごみ問題に関する意識の向上、資源の有効利用及びごみの減量化を図っている。

自治会、老人会、子供会、集合住宅管理組合等で組織された登録団体に対して、段ボール、新聞、雑誌、紙パック類、その他紙類、古着、カンを対象として、1kg当たり4円の報奨金を交付している。

なお、平成18年2月に要綱の改正を次のとおり行った。

- ・ 団体間の報奨金の均衡を図るため、年度当たり80万円の上限額を設定した。
- ・ 当該団体以外の資源ごみの回収をする場合、同意書を申請の添付書類とした。
- ・ 逆有償により資源ごみを回収する業者は、登録ができないこととした。

回収実績及び推計

区分	年度		実 績				推 計
	H19	H20	H21	H22	H23	H24見込み	H25
計画収集人口 (人)	94,399	94,979	95,248	95,493	96,015	96,613	97,200
1 可燃系資源ごみ (t)	4,397	4,298	4,036	4,052	4,129	3,992	4,071
発生原単位 (g/人日)	127	124	116	116	118	113	115
2 不燃系資源ごみ (t)	37	41	44	47	48	52	53
発生原単位 (g/人日)	1	1	1	1	1	1	1
3 = 1+2 回収実績 (t)	4,434	4,339	4,080	4,099	4,177	4,044	4,124

(実績人口は、10月1日現在の住民基本台帳+外国人登録人口)

(3) 其他のごみの減量化・再資源化

ア ごみ減量化・再資源化推進宣言店の実施

本市では、平成5年4月から、ごみ減量化、再資源化に取り組む店舗、事業所等（主に小売店、スーパー等）を「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」として指定し、市民、事業者、市が一体となったごみ減量化、再資源化運動の展開を図っている。

指定を受けた店舗・事業所等は、その活動内容に賛同した上で宣言の店であることを明示したステッカーを掲示し、現在48店舗が運動を行っている。

イ 牛乳パック、ニカド電池等の回収

平成16年4月から紙資源等の行政回収を実施したことに伴い、拠点回収していた牛乳パックのうち、公共施設等に設置していた回収箱については、撤去した。また、ニカド電池も拠点回収をしていたが、回収箱を撤去し、今後は、販売店での回収を基本とする。

3 市・事業者・市民の責務

(1) 市の責務

ア 市は、一般廃棄物の排出の抑制、再生資源の回収、分別収集その他の施策を通じて、一般廃棄物の減量化を推進するとともに、適正な処理を図らなければならない。

イ 市は、廃棄物の減量化及び適正な処理について、市民及び事業者の啓発を行うとともに、自主的な活動の促進を図るよう努めなければならない。

ウ 市は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図り、能率的な運営に努めなければならない。

(2) 事業者の責務

ア 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

イ 事業者は、事業活動によって生じた廃棄物の減量化に努めるとともに、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難にならないようにしなければならない。

ウ 事業者は、過大包装を自粛するなど廃棄物の減量化とその他の適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

エ 事業者は、自己が排出するごみを一般廃棄物収集運搬業者に処理を委託する場合においても、ごみの減量化、再資源化に努めること。

オ 一般廃棄物処理（収集運搬）業者の協力義務

(ア) ごみの収集運搬は、可燃ごみ、ペットボトル、カン、ビン及びその他不燃ごみ、紙資源に分別して行うこと。

(イ) 自ら取り扱うごみは、積極的に再資源化に努めるほか、排出事業者にもその旨、周知すること。

(3) 市民の責務

市民は、排出する廃棄物を分別して、再資源化できるものは有効に利用し、排出量の減量に努めなければならない。

4 収集・運搬計画及び排出方法

家庭ごみを「燃やすごみ」、「再生資源」、「燃やさないごみ」に分別して収集する。

分別の種類としては、「燃やすごみ」、「段ボール」、「雑誌・チラシ・その他紙類」、「新聞」、「紙パック」、「ペットボトル」、「ビン」、「カン」、「その他燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」、「植木の剪定ごみ」の12分別収集とする。

(1) 一般廃棄物の収集・運搬

一般廃棄物の収集・運搬は、市、市からの委託業者、一般廃棄物収集運搬業者及び事業系ごみを自ら運搬する事業者が行う。ただし、芦屋浜地域全域及び南芦屋浜地域の一部については、事業系一般廃棄物を除く廃棄物のうち、燃やすごみは、廃棄物運搬用パイプライン施設で行う。

廃棄物運搬用パイプライン施設に適さないその他の燃やすごみ（投入口より大きい物、段ボール、植木類、大きな書籍等）は、月1回車両収集により行う。

ア 市又は市からの委託業務で収集運搬する一般廃棄物

市が収集・運搬する（市が委託して収集運搬する場合を含む。）廃棄物は、市の定める処理計画に適合した廃棄物で、次に掲げるものとする。

(ア) 一般家庭が排出するごみ及び粗大ごみ

(イ) 一般家庭が排出する一時多量ごみ

(ウ) 動物の死体

イ 一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬するごみ及び事業者が自ら運搬するごみ

(ア) 事業所が排出する事業系ごみ

(イ) 一般家庭が排出する一時多量のごみ

(ウ) 一般家庭が排出するごみ及び粗大ごみで市の収集によらないごみ

(エ) 事業活動に伴って生じたごみ

(2) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象になる機器のうち、義務外品（業者に引取りが義務付けられていないもの）については、兵庫県電機商業組合芦屋支部で引き取る。

市での収集は、原則行っていない。

(3) 排出方法

ア 市民は、この計画に定めるごみの種類ごとに収集袋等に収納し、ごみステーションに搬出するなど、市が行う収集運搬業務に協力しなければならない。

イ ごみステーションとは、原則としてそれを利用しようとする市民等が協議のうえ位置を定め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した定められた場所をいい、その位置を明示した地図は、環境処理センターにおいて、一般の閲覧に供するものとする。

市民は、燃やすごみ、燃やさないごみ及び再生資源に分別し、別表第1に定める収集曜日及び時間に排出する。

ウ 市民は、その排出する廃棄物が危険性又は毒性を有し、その他収集運搬に支障がある場合は、危険性を除去する等適切な処置を講じた後でなければ、排出してはならない。

収集区分, 回数, 方法及び廃棄物搬入先

種類及び収集地域		収集区分	収集回数	収集方法	搬入先
燃やすごみ	JR以南(楠町を除く)臨港線以北, 高浜町10~20番, 南芦屋浜地域(陽光町8-20・南浜町10~19番・涼風町)	市 直 営	週 2 回	ごみステーション方式	芦屋市環境処理センター
	JR以北地域(楠町を含む)	委 託	週 2 回	ごみステーション方式	
	芦屋浜(高浜町10~20番除く)及び南芦屋浜地域(涼風町・南浜町10~19番除く)のパイプラインに投入できない物	市 直 営	月 1 回	ごみステーション方式	
	陽光町8-20の貯留装置に投入できない物	市 直 営	月 1 回	ごみステーション方式	
	高浜町1~9番・若菜町及び南芦屋浜地域(陽光町・海洋町1~7番・南浜町1~9番)のパイプラインに投入できない物	委 託	月 1 回	ごみステーション方式	
	芦屋浜(高浜町10~20番除く)及び南芦屋浜地域(陽光町8-20・涼風町・南浜町10~19番除く)	市 直 営	随 時	管路輸送	
燃やさないごみ	JR以南(楠町を除く)臨港線以北, 芦屋浜地域(高浜町10~20番・浜風町・新浜町・緑町・潮見町), 南芦屋浜地域(陽光町8-20・南浜町10~19番・涼風町)	市 直 営	第2・4週	ごみステーション方式	
	JR以北地域(楠町を含む)	委 託			
	高浜町1~9番・若菜町				
	南芦屋浜地域(陽光町・海洋町・南浜町1~9番)				
再生资源等	JR以南(楠町を除く)臨港線以北, 芦屋浜地域(高浜町10~20番・浜風町・新浜町・緑町・潮見町), 南芦屋浜地域(陽光町8-20・南浜町10~19番・涼風町)	カ ン	市 直 営	第 3 週	ごみステーション方式
		ビ ン		第1・5週	
		カ ン	委 託	第 3 週	
		ビ ン		第1・5週	
		カ ン		週 1 回	
		ビ ン		随 時	
	南芦屋浜地域(陽光町・海洋町・南浜町1~9番)	カ ン	市 直 営	第 3 週	ごみステーション方式
		ビ ン		第1・5週	
	JR以南(楠町を除く)臨港線以北, 芦屋浜地域(高浜町10~20番・浜風町・新浜町・緑町・潮見町), 南芦屋浜地域(陽光町8-20・南浜町10~19番・涼風町)	ペットボトル	市 直 営	第 3 週	ごみステーション方式
		段ボール		第1・5週	
		雑誌・チラシ等		第 2 週	
		新聞紙		第 4 週	
紙パック		第 4 週			
ペットボトル		第 3 週			
JR以北と楠町・高浜町1~9番・若菜町・南芦屋浜地域(陽光町・海洋町・南浜町1~9番)	段ボール	委 託	第1・5週		
	雑誌・チラシ等		第 2 週		
	新聞紙		第 4 週		
	紙パック		第 4 週		
粗大ごみ	全 市 内	市 直 営	事前申込制	個別収集	再生業者施設内
	一般家庭から排出する引越し等のごみ	市直営	事前申込制	個別収集	市
	事業所が排出するごみ	一般廃棄物収集運搬業者	随 時	個別収集	再生業者施設内

※ごみステーション方式とは, (3)イで定められた場所(ごみステーション)に排出された廃棄物を収集する方法をいう。

5 中間処理計画

(1) 一般廃棄物（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を含む。）の中間処理は、市が行う。

ア ごみ及び粗大ごみの処理

(ア) 焼却

計画収集ごみ（パイプライン収集ごみを含む。）及び事業所が搬入する燃やすごみは、市環境処理センターにおいて焼却する。

(イ) 破碎処理

可燃性粗大ごみは、市環境処理センターにおいて破碎し、焼却する。

(ウ) 有価物選別業務

燃やさないごみ及び不燃性粗大ごみは、有価物を選別し再資源化をする。

イ 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（「芦屋市環境処理センターへの産業廃棄物搬入要領」参照）

一般廃棄物と併せて焼却処理する産業廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

(ア) 紙くず

(イ) 木くず

(ウ) 繊維くず

(エ) その他市長が必要と認めたもの

ウ 特定家庭用機器再商品化法による家電4品目〔エアコン、テレビ（ブラウン管式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機〕

平成21年4月1日から、液晶テレビ、プラズマ式テレビ、衣類乾燥機が対象品目として、追加された。

過去に販売又は、買換え時の下取りをする家電以外でも兵庫県電気商業組合芦屋支部が引き取る「兵庫方式」で処理をする。

エ 在宅医療廃棄物

(ア) 注射針等の鋭利な物

医療関係者、患者又は家族が医療機関に持込み、感染性廃棄物として処理する。

(イ) その他の非鋭利な物

市が一般廃棄物として処理をする。

オ アスベスト含有廃棄物

特別管理廃棄物のため、環境処理センターでは、処理ができないため、排出者が専門の業者に依頼し、取外し、運搬、処理をする。

(2) 中間処理施設

ア 名称 芦屋市環境処理センター

イ 所在地 芦屋市浜風町31-1

ウ 処理設備 焼却炉・破碎機・不燃物圧縮機・切断機

焼却炉	型 式	全連続燃焼式焼却炉
	処 理 能 力	230 t / 24 h (115 t / 24 h × 2基)
破碎機	可 燃 性 型 式	二軸剪断式破碎機 NS-552SK
	粗大ごみ用 処 理 能 力	10 t / 5 h 破碎寸法 200mm以下
	不 燃 性 型 式	二軸剪断式破碎機 NS-452S
	粗大ごみ用 処 理 能 力	5~8 t / h
圧縮機	型 式	カンスタイザーKC10-D3
	処 理 能 力	10 t / 8 h
切断機	型 式	アリゲータ式
	切 断 能 力	刃先 13 t 刃元 74 t

(3) 中間処理の内訳

(H25年度推計)

中間処理量 (t)	内 訳	
	焼 却 量 (t)	資 源 化 量 (t)
33,076	31,063	2,013

6 最終処分計画

一般廃棄物の最終処分は、埋立処分による。

(1) 埋立処分の対象

焼却灰、ばいじん処理物

(2) 最終処分地の概要

種 類	焼却灰、ばいじん処理物
概 要	
委 託 先	大阪湾広域臨海環境整備センター
搬入基地及び所在地	尼崎基地（尼崎市平左衛門町）
埋 立 処 分 場	神戸沖埋立処分場
埋 立 方 法	海面埋立方式（管理型）

7 市民に対する広報・啓発活動

- (1) 「家庭ごみハンドブック」発行によるごみの出し方についての啓発
- (2) ごみ収集日カレンダーの配布
- (3) 芦屋市公式ホームページに「環境（ごみの収集）」について掲載
- (4) 啓発用リサイクル関係のイベント等への参加
- (5) マイバッグキャンペーンの啓発活動
- (6) ケーブルテレビによる啓発活動
- (7) フリーマーケットの開催
- (8) 広報あしや「環境特集号」による広報及び啓発
- (9) 自治会等各団体への啓発
- (10) リユース・フェスタの開催
- (11) 市内の小・中学生を対象に募集したポスター展開催による啓発
- (12) 環境処理センター施設見学会の開催
- (13) 5R生活推進会議への参画
- (14) 生ごみ堆肥化の方法等の啓発

8 削減目標

この一般廃棄物処理実施計画の上位計画として、一般廃棄物基本計画がある。

本市は、基本計画の中で、ごみの減量化、再資源化計画として、環境省の循環型社会形成推進基本計画を参考に削減目標を設定している。平成23年度の達成率は、次のとおりである。

項目	(基準)	(目標)	(進捗状況)	
	H12	H27	H23	
1人1日当たりの生活系ごみ排出量 (g/人・日)	788.2	551.0	576.1	95.6%

芦屋市環境処理センターへの産業廃棄物搬入要領

1 搬入できる産業廃棄物の種類

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) その他市長が必要と認めたもの

2 搬入時の遵守事項（次のことは、固く守ってください。）

- (1) 搬入する産業廃棄物は、自らの事業活動に伴って生じたもので、自らが運搬するもののほか、事業者が運搬を他人に委託する場合には、県知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に委託してください。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項）

- (2) 搬入できる「木くず」は、長さ50cm、直径10cm以下のものとします。
- (3) 産業廃棄物を搬入するときは、他の一般廃棄物と混載しないでください。
- (4) 産業廃棄物の搬入許可を受けた者が一般廃棄物を搬入するときは、あらかじめ計量するまでに係員に申し出てください。
- (5) 係員の指示に従わないときは、搬入を許可しないことがある。

II 二み処理総合原価算出根拠 (平成23年度)

原価要素	区分		収 入 部 門			中 間 処 理 部 門			最終処理部門		合 計	構成比
	振込	振込	振込	振込	振込	振込	振込	振込	振込			
人 件 費	①	0	0	0	0	161,100	161,100	0.02%	0.02%	161,100	0.01%	
	②	136,529,892	3,461,933	139,991,825	21,556	23,358,303	6,074,895	30,033,168	3.90%	170,925,048	11.70%	
	③	115,651,717	2,078,822	117,730,539	18,006	16,873,363	8,107,827	23,281,210	3.02%	140,111,749	9.66%	
	④	45,941,841	893,276	46,835,117	7,223	7,716,667	2,289,197	10,005,064	1.33%	56,841,181	3.91%	
	⑤	6,193,183		8,193,183	1,266		2,000,394	2,000,394	0.27%	10,283,577	0.71%	
	⑥	4,580	4,272	8,852	0	19,777	9,100	16,853,115	2.19%	16,853,115	1.16%	
	⑦	28,520		28,520	0		13,500	30,988	0.04%	39,840	0.03%	
	⑧				0			7,400	0.01%	7,400	0.00%	
	⑨	305,749,733	6,438,359	312,188,091	48,156	61,982,145	17,195,694	82,477,239	10.72%	394,665,330	27.15%	
	⑩	20,430,061	42,423,325	62,853,386	9,096	7,150,231	148,355,220	155,505,451	20.20%	218,358,837	15.62%	
折 費	⑪	822,062		822,062	0.13%	2,044,592	709,129	2,744,821	0.36%	3,719,809	2.66%	
	⑫	6,164,655	84,614,250	90,778,905	32.93%	31,691,782	308,681,293	340,343,025	41.23%	31,942,250	69.53%	
	⑬	160,292		160,292	0.02%		246,697	246,697	0.03%	406,989	0.30%	
	⑭	46,392,150		46,392,150	7.15%	1,175,895	185,572,500	186,748,485	24.26%	233,140,635	16.64%	
	⑮	12,055,505		12,055,505	1.83%	62,212	501,150	563,362	0.11%	12,448,967	0.89%	
	⑯	50,000		50,000	0.01%	23,000	118,000	141,000	0.02%	201,000	0.14%	
	⑰	367,700		367,700	0.06%		374,000	374,000	0.05%	741,700	0.54%	
	⑱	40,030,375	173,479,725	213,509,100	51.85%	42,117,762	645,013,973	687,196,841	89.25%	1,059,055,180	73.85%	
	⑲	345,750,108	179,918,033	525,668,141	100.00%	107,999,907	662,514,173	709,644,080	100.00%	1,453,799,400	100.00%	
	⑳	9,351	2,742	12,093		6,195	33,975	37,171		5,233		
仕 理 費	A 経 費											
	B 経 費											
	C 知 理 費											
	D 処 理 費											
単位当り直接原価(円/ト)	⑳	36,977	65,615	102,596		17,263	21,388	20,705	6,809	39,151		
1人当り直接原価/年	㉑	8,698	10,924	3,084	6,752	1,115	6,900	8,015	371	15,140		
1世帯当り直接原価/年	㉒	10,021	24,552	8,320	14,909	2,162	19,234	17,596	819	33,425		
人 口		39,753	16,169	39,793		96,015	96,015	96,015		96,015		
世 帯		18,178	7,319	17,994		43,191	43,491	43,491		43,491		

人口、世帯等は、平成23年10月1日現在
 ※真空収集の工事請負費に補償費(105,000)を含む。

- A 経 費 : 廃棄費 20,430,061円 = 需用費(17,067,531円) + 水道料(3,362,530円), 6,792円)
- B 経 費 : 廃棄費 42,423,325円 = 需用費(11,011,341円) + バイオプライン センター一週(31,411,984円)
- C 知 理 費 : 処理費 6,195t = ペットボトル(139t) + 燃やさないごみ(1,578t) + 資源ごみ(集計)回収量(4,178t)
- D 処 理 費 : 処理費 37,130t = 総ごみ発生量(92,952t) + 資源ごみ(集計)回収量(4,178t)

芦屋市廃棄物処理実績及び推計

(t)

区分	年度		実績					績			推計
	H19	H20	H21	H22	H23	H24見込み	H23	H24見込み	H25		
行政区域人口	94,399	94,979	95,248	95,493	96,015	96,613	96,015	96,613	97,200		
計画処理人口	94,399	94,979	95,248	95,493	96,015	96,613	96,015	96,613	97,200		
自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
排出前資源化量	4,434	4,339	4,080	4,099	4,178	4,044	4,178	4,044	4,124		
(集団回収量)											
各種ごみ	12,101	12,290	11,892	11,628	11,510	11,566	11,510	11,566	11,637		
粗大ごみ	290	284	335	372	385	357	385	357	359		
植木剪定,一時多量ごみ	204	185	218	169	197	168	197	168	169		
計画収集	12,595	12,759	12,445	12,169	12,093	12,091	12,093	12,091	12,165		
各種ごみ	10,360	10,040	9,668	9,522	9,742	9,680	9,742	9,680	9,739		
粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
委託託送	10,360	10,040	9,668	9,522	9,742	9,680	9,742	9,680	9,739		
3.計画回収集積量(小計)	22,955	22,799	22,113	21,691	21,836	21,771	21,836	21,771	21,904		
同上発生原単位g/人・日	664	658	636	622	621	616	621	616	617		
4.許可自己搬出	6,594	6,328	6,079	6,096	6,035	6,020	6,035	6,020	6,056		
5.自搬出搬出	5,376	5,033	5,400	4,753	4,824	4,838	4,824	4,838	4,867		
6.産業廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
発生量	34,925	34,160	33,592	32,919	32,952	32,876	32,952	32,876	33,076		
= 3 + 4 + 5 + 6											
焼却	88	86	86	85	85	84	85	84	85		
中間処理	32,123	31,534	31,419	31,016	30,976	30,875	30,976	30,875	31,063		
売却再利用	2,802	2,626	2,173	1,902	1,977	2,001	1,977	2,001	2,013		
焼却	5,901	5,512	5,576	5,374	5,233	5,547	5,233	5,547	5,581		
最終埋立	5,901	5,512	5,576	5,374	5,233	5,547	5,233	5,547	5,581		

※ 行政区区域人口は、10月1日現在の推計人口

排出前資源化量は、集団回収により回収された資源量
産業廃棄物量については、平成23年度実績値から計上する。